# 国民と難民の出会うところ[1]

山岡　健次郎

## はじめに

国家が存在しなければ、難民は存在しない。その意味について論じてみたいと思う。

国家が存在しなければ、難民は存在しない、という言い方をすると、国家がなければ国境もないし難民も自由に迫害から逃れることができる、という意味として受け取られてしまいそうだ。しかしここで言いたいのは、国家を廃棄し国境を開放せよ、という主張ではない。そうではなくて、もしも国家が現在のようなあり方をしていなければ、難民も現在のようなあり方をしていないだろうということである。そのことについて以下論じてみたい。

それでは現在、国家はどのようなあり方をしているだろうか。ここで念頭に置かれている国家とは、近代主権国家に他ならない。さらにここで特に注目したいのは、近代主権国家における国家と国民との関係性である。国家と国民との関係性は、近代において決定的に変容し、まったく新しいものとなった。その変容過程については、

第二節で詳しく論じてみたい。ここでは簡単にその結論だけを述べるにとどめておこう。

近代国家は、国民一人一人を同定しようとする。その者が誰であるのかを、国家の側が把握し名づける。そうすることによって、国民全体を保護しようとする。順序を取り違えてはならない。まずはじめに、よそ者が同定されたのではない。だれがよそ者であるのかに関心は向けられたのではなく、だれが保護すべき自国民であるのかということに国家の関心はあったのだ。この順序は重要だ。というのも、難民に関する議論においても非常にしばしば、難民とはよそ者であるから受け入れが難しい、ということが当然の前提とされているからだ。そうした議論はすでに順序を取り違えている。難民がよそ者として同定され、その受け入れが難民問題として問題化するより先に、国民が国民として名指しされ保護されるという事態は起こっていた。

すなわち、国民というあり方が前提とされてはじめて、難民というあり方は例外的なものとなる。それ以前に難民が異常事態であったことはなかった。ある共同体から迫害された結果、他の共同体に庇護を求めて逃亡したり、不運にも住むべき場所を失って人々が移動してきたりすることなどは歴史上つねに起こってきた。その意味では難民状態とは、例外ではなく常態であったとさえ言える。難民を歴史的に例外的な存在としているのは、近代主権国家に特有の事情である。近代主権国家の国家―国民関係から押し出されるようにして、難民は難民となった。言いかえれば、国民を国民ならしめている原理が通用しているからこそ、難民を難民として受け入れる（あるいは受け入れない）という原理もまた通用しているのである。

近代の主権国家システムにおいては、国家はその国民に対して責務を負っている。自国民が国内にいるときはもちろんのこと、他国内に滞在中においても、国家はその国民に対して保護を約束する。このことは歴史上、けっして当たり前のことではなかった。自国を長期間離れた者が、それでもまだその国の国民であるなどという保証

はどこにもなかったし、まして他国にいる自国民に対して保護を与えるなどということはなかった。というよりも、そもそも誰が他国に住んでいるだとか、出国したなどということを国家は把握していなかったし、把握する必要もなかった。それに対して、近代以降の主権国家は、国民の居場所をつねにつき止めようとする。自国の領土外であっても、執拗に追跡する。そして国民は、そうした追跡を甘受することで、いつでも国家からの保護を受けられる。ジョン・トーペイが、近代主権国家の国家―国民関係を「抱き込む（embracing）」という言葉で表現したのは、そういう意味だ。[2] 近代主権国家システムとは、そのような国家―国民関係が相互に成立している国際関係にほかならない。難民が難民として受け入れられる（あるいは受け入れられない）理由は、そのような近代主権国家システムに特有の国家―国民関係に由来しているのである。

難民が難民として受け入れられる（あるいは受け入れられない）ことには、理由がある。先に論じた近代主権国家システムにおける国家―国民関係によって定義するならば、難民とは、追跡不能となった存在である。もう少し付け加えるなら、いかなる国家もその存在を追跡しようと欲しない、あるいはその者自身が出身国からの追跡を拒んだ結果、追跡不能となった存在、それが難民である。[3]

もはやいかなる国家も、その存在を保護するために追いかけては来ない。名づけの親も育ての親も失ったその存在は、こうして難民となった。追跡するために国家が必要としている、同定可能な公式のアイデンティティーを難民は失ってしまっている。難民には名前がない。それゆえ、難民問題の解決が匿名的な「国際社会」に委ねられたことは、近代主権国家システムの必然でもあった。

自由主義の立場からnationという単位を擁護する多文化主義者キムリッカによれば、難民が被った（被っている）不正義を補償する義務は、難民受入国の側にはないことになる。[4] 国家にはすべての国民を保護する義務があ

るという、近代主権国家システムの建前を固持するかぎりにおいて、それは正しい。難民が被った（被っている）不正義を補償する義務は本来、難民の出身国にあることになる。しかし難民の出身国がそうした義務を果たすのを拒んだり、あるいはそうした義務を果たす能力を持たないがために、難民は他国に庇護を求めることとなる。[5]

ここでおなじみのジレンマが登場する。だれがその不正義を補償すべきなのか。この問いがつねに、難民という存在にはつきまとうことになる。そして言うまでもなく、こうした問いの構造を支えているのが、近代主権国家システムに特有の国家―国民関係なのである。正義とはつねに、国家と国民との蜜月の関係性のなかで実現されるべきものなのだ。そうした関係性を断ち切られた難民にとっては、正義を回復するための手がかりはほとんど残されていない。「人権」や「人間性」というどこまでも抽象的な概念に難民が訴えかけるのは、ほかに拠り頼むべき絆を彼らが持たないからである。

たしかに難民は、二十世紀においては、その数の多さによって鋭く問題化してきた。その数の多さに圧倒されたからこそ、難民政策は困難を極めたのであった。とくに一九七〇年代以降の難民は、南から北、あるいは東から西への移動以上に、南から南への難民の移動を引き起こした。その結果、難民が大量に流入した発展途上世界では、そうした流入そのものによって国家の安定が脅かされる事態となった。そのような問題の緊急性と、ここで論じている事柄とは別の問題であるようにも思われる。

ここで論じられている問題は、あくまでも北側、すなわち先進国側による難民受け入れに関わる「難民問題」に過ぎないのかもしれない。難民の受け入れが国の安定を脅かすという議論は、発展途上世界の切実さとはかけ離れた次元で、先進工業世界においても盛んに行なわれている。それに対して、そうした議論には妥当性はない、すなわち、先進諸国にまでやってくることのできる難民の数は限られており、そうした難民を受け入れたとして

も安全を脅かすようなことはありえないとして、先進諸国の難民政策を批判的に検討する研究も数多くある。[6]

にもかかわらずやはり問題として残り続けるのは、そうした議論の応酬に埋め込まれている、難民という存在の不自然さである。国民を追尾するシステムが技術的にますます高度になり完璧なものとなっていく先進世界においては、そのような同定過程を逃れた難民という存在は、不気味なままだ。ハンナ・アレントがあけすけに言い放ったように、ある国で「人間の屑」として放り出された人間は、どこに行ったとしてもやはり「人間の屑」としてしか扱われない。[7] それが近代主権国家システムの本音だろう。

外国人の素性を明らかにしようとする国家の意図とは、その者に対する自らの責務を限定し、責任を負いきれないと判断したならすぐにでも出身国に送り返すことができるようにしておくことにある。すなわち、いつでも移送可能な状態にしておくために、自らの監視下に置くのだ。しかし、難民とは、移送不可能な存在である。[8] そのような難民をいかにして移送可能な存在とするのか。各国の難民政策が恣意的であると批判されるのは、そのような意図に基づいた政府の手際に対してである。庇護申請者が難民でないことが証明されれば、その者は再び移送可能となる。しかしそれが証明されない間は、移送不可能な存在として滞留する。存在が宙ぶらりんになった庇護申請者の施設への収容が行なわれる。難民キャンプや難民収容所といった施設は、国家―国民関係から成り立つ主権国家システムにおける、そうした存在の受け渡しが上手くいっていないがために、仮設（常設？）されたゾーンなのである。

すべての人間はどこかの国の国民でなければならないとする原理が貫徹するこの世界にあって、難民となってしまった者は、無名のままで自由に生きることはゆるされない。保護されて生かされるか、収容されて消え去るか、どちらかだ。それは、フーコーが看破した近代の権力のありかたそのものではないか。「死なせるか生きるま

まにしておくという古い権利に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現われた[9]」。

国民が国民であることと、難民が難民であることとはけっして無関係ではない。密接に関連している。そうした意味において、国家が存在しなければ、難民も存在しない、のだ。

以下本論では、難民が難民であること、すなわち難民の存在論について、「国家と難民」、「国家と国民」、「国民と難民」という三つの関係性から考察していく。

## 第一節　国家と難民

国家形成（あるいは崩壊）の過程と難民発生との関係を実証的かつ説得的に論じたのが、アリスティド・ゾルバーグであった。ここではまず、ゾルバーグの議論を検証してみたい。

ゾルバーグが意識的に乗り越えようとしたのは、いわゆる「ヨーロッパ」難民研究であった[10]。両大戦後にヨーロッパ全体を覆った大規模な人々の移動と大量の難民化。その原因と結果、さらには対処法について多くの議論と実践とが積み重ねられてきた。その成果であるのが、一九五一年の難民条約やＵＮＨＣＲといった難民問題解決を目的とした国際機関の発足でもあった。ヨーロッパにおける難民問題は、最も鋭くナチズムにおいて象徴されているように、民族迫害・ナショナリズムの問題として危機的となった。そうした問題性は、その起源を第一次世界大戦期にまで遡ることができるだろう。すなわち、ヨーロッパ各国が「国民国家」化していく過程こそが、決定的な転機となっているのだ。

一定領域の領土に対しては、ただ一つの民族だけが政治的・社会的に正統な支配権を確立しうるのだとする国民国家原理は、その内部に少数民族と無国籍者という原理に反する存在を抱え込んでしまった。第一次世界大戦後の東ヨーロッパにおいてロシア帝国、ハプスブルク帝国、オスマン帝国がいっせいに崩壊し、国民国家原理を貫徹しようとするナショナリズムの猛威に襲われるかたちで、少数民族や無国籍者の多くが難民化した[11]。しかしゾルバーグは、この「国民国家化＝ナショナリズムの台頭によって難民発生」という構図に対して異議を唱えようとした。それは難民発生というより広い問題系からするなら、問題の一変種に過ぎないと主張したのだ[12]。

ゾルバーグが強い関心を寄せていたのは、いうまでもなく、一九七〇年代以後に発生してきた新しい難民危機である。それはヨーロッパではなく、いわゆる「第三世界」において引き起こされた。もちろんそれ以前にも、ヨーロッパ以外の地域で大規模な難民発生は起こっていた。パレスチナやインド―パキスタンの難民の姿がすぐにでも思い浮かぶであろうし、あるいは中国やベトナム、キューバといった革命の動乱が生み出した難民の流れが想起されるかもしれない。しかしそういった一連の事態も、戦後ヨーロッパの難民問題を処理する枠組みの延長として、どうにか対処可能な状況にとどまっていた。

ところが一九六〇年代後半ごろから、主にアフリカを中心とした脱植民地化そして新興国家形成の動きに伴ない、それまでとは明らかに異なる新しい形態の難民発生の状況が顕著となってきた。ゾルバーグは、そうした新しい流れを分析することによって、難民が現在置かれている危機的状況と、難民が生み出す数々の危機を現代的な諸相として切り取ろうとする。

ゾルバーグによれば、難民を発生させるのはナショナリズムだけではない、というよりも、ナショナリズムとは難民発生のより広い意味での要因の一部に過ぎない。ゾルバーグが難民発生の原因として注目するのは、国家

形成過程にほかならない。ここで注意しなければならないのは、それは国家形成であって、必ずしも「国民国家」形成ではない、ということである。アフリカをはじめとする「第三世界」において新しく生れつつあった国家は、フランス革命以降の西ヨーロッパにおいて特徴的であった「国民国家」とは似ても似つかないものであった。しかしにもかかわらず、そうした国家もまた、近代主権国家という広い意味での国家の諸特徴は確かに共有していたと言える。

ここで言われている「国民国家」においては、国家の構成員たる人民は、同時に政治的市民としての役割を担っている。そしてそうした政治的市民としての地位と権利とが、法や制度によって保障されているような体制を、ここでは「国民国家」と呼ぶ。それゆえ「国民国家」においては、「市民」という資格（citizenship）が、権利付与の決定的な境界を画することとなる。他方、そのような厳密な国家―国民関係は（いまだ）確立されていないが、国境線によって一応の領土画定が行われ、領土主権を有するアクターとして国際社会への参画が認められている国家も、現実に多く存在している。そのような国家と「国民国家」とは、区別できるであろう。こうした意味において、ゾルバーグが着目するのは、「国民国家」形成ではなく、国家形成（あるいは崩壊）の過程なのである。

難民研究における「国民国家」形成への議論の偏重と、第一次世界大戦を難民発生の決定的な転機であるとみなす歴史認識を相対化するために、ゾルバーグは、十六・七世紀にヨーロッパを覆った宗教迫害によって生み出された難民たちを召喚する。人々が難民化するのは、民族的な迫害によるだけではない、国家が特定の宗教によって統一的に組織化されているような場合には、宗教的な背景ゆえに難民化することもありうるであろう。

ただしその際注意しなければならないことは、そうした迫害が一国内的な事情にとどまるかぎりにおいては、

たとえそうした迫害が顕著であったとしても、人々は難民化しないであろうということである。人々が難民化するためには、他国もまた同じような組織原理のもとで統一されていなければならない。ユグノーをユグノーとして迫害する国家が存在するだけでは十分ではない。ユグノーをユグノーとして受け入れる（あるいは受け入れない）国家が他に存在してはじめて、ユグノーは難民化するのだ。

「カルバン派が庇護を受けることができたのは、出身国において彼らを受け入れ難いものとしていた要素がなんであれ、それらが逆にどこか別の政治的に強力な何らかの集団によって支持されていたからであった。プロテスタンティズムの一派を公定の宗教として掲げている国家や、同類のカルバン派が大きな権力を握る国家において、彼らカルバン派は最も確実に庇護されたのであった。困窮した同胞のプロテスタントに対する義務感というのが、そこでの疑いようのない主要な動機であった。こうした行為は人道主義的であると評されるかもしれないが、その人道主義は間違いなく党派的であったことを忘れてはならない。十六・七世紀の紛争に満ちた国際的な政治の舞台においては、外国人カルバン派に対する庇護の供与もまた、国家による権謀術数ゲームにおける抜け目ない一手であったのだ。[13]」

注目すべきは、この当時から難民の運命が現代におけるのと同様に、国家のイデオロギー的な政策に左右されていたということではない。難民研究がしばしば立ち止まってしまうのは、そういう恣意的な政治手法に目を奪われてしまうからだ。むしろここで注目すべきは、絶対主義的な国家が成立しつつあり、そうした国家原理が広く浸透し、西欧全体がそのような絶対主義的国家によって領域的に区分され、隙間なく結合してきたという事態である。[14] 都市国家などさまざまな形態の政治的共同体が入り乱れているような状況では、必然的に領域性が曖昧となり、人々は難民化しにくい。しかし各国が同じ原理の下で組織化されているような場合には、相互に共約可

能性が生じる。すなわち、ある国家において迫害された者たちが他の国においても迫害される場合、それは同じ原理に基づいているのであるし、また、他の国において受け入れられているような場合には、対抗原理に基づいて受け入れられているのである。いずれにしても、世界は一貫している。

難民発生の条件として、このことから指摘できるのは、まず第一に、国内がある原理に基づいて統治されている、あるいはそのような統治が意図されている必要があるということであり、第二に、そうした原理に基づいた関係性が他国との間で成立している必要があるということである。ここでいう関係性とは、相互承認にほかならない。互いに原理を認め合うということが成立していなければならないのである。一方の国のみが原理を言い立てていて他方がそれを取るに足りないと見なしているかぎりは、主権国家関係は成り立たない。国家の成り立ちについて論じた萱野稔人が述べているように、「主権国家間のシステムができあがると、主権は他の主権からの承認がなければ存在しえなくなる。たとえ暴力を組織化した審級がそこの住民から正統性を付与されていても、他の主権によって承認されなければ、それは主権国家にはなれない」[15]。

つまりは、国内統一を成し遂げた（成し遂げようとする）主権国家からなる国際関係の成立こそが、難民発生の前提条件を形成しているのである。モザイク状の世界では、難民は顕在化しない。色面によって区分された世界地図こそが、難民登場の舞台装置となるのだ。そして歴史上、ゾルバーグの着目した宗教改革こそ、ヨーロッパ世界地図を塗り替える決定的な契機でもあった。近代的な国際関係の発生と宗教改革との関連について、デイヴィッド・ヘルドは次のように論じている。

「近代のステイト・システムは、宗教改革の開始時点からヨーロッパを支配していた、分裂と激烈な対立というコンテクストの中から発展したのである。宗教改革は、重層的な権威構造と対立する忠誠のシステムであり、

近代国家が勃興する背景として決定的な条件の一つであった。近代国家はある意味では、宗教改革によって生み出された闘争と混乱を、概念的にも制度的にも収拾するものとして登場したのである。[16]」

この点において、ゾルバーグはミスリーディングをしている。ゾルバーグは、先述したような難民発生の前提条件については触れていない。あくまでもゾルバーグらが着目するのは、国家形成過程における紛争の形態である。そこでは、紛争形態を独立変数とし、従属変数としての難民発生パターンについての分析が行なわれる。どのような紛争が、どれくらいの規模の難民を発生させるのかを明らかにすることで、難民政策を予測可能性に基づいたより合理的なものへと変革する必要がある、と主張されるのである。

難民発生の前提条件としての国内統一そして国際関係の成立について、ゾルバーグがあえて言及しないことには理由がありそうだ。ゾルバーグは、そうした前提条件は、彼が関心を寄せていた一九七〇年代以降の「第三世界」における難民発生状況にはあてはまらない、と考えたのに違いない。ここでは結論を急がない。その問題については第三節であらためて論じることにして、さしあたってはゾルバーグが見落としている点を指摘するに留めておこう。

両大戦によって生じた「ヨーロッパ」難民の前後に、すなわちそれ以前として、十六・七世紀の宗教迫害による難民発生を、そしてそれ以後に「第三世界」の難民発生状況を配置することによって、ゾルバーグは、「ヨーロッパ」難民問題の特権性を掘り崩そうとした。すなわち、一九一四年を決定的な転機とみなす歴史認識を相対化し問い直そうとしたのだ。[17] しかしその結果としてゾルバーグは、難民発生の原因追求にとどまることとなった。紛争形態を分析することは、難民発生状況を理解する手助けとなるかもしれないが、そのとき、紛争と難民発生を関数的に結びつけるロジックは依然として隠されたままだ。ある形態の紛争からあるパターンの難民が発生する

という関係性が成立するためには、その背後に難民を難民ならしめる論理が働いていなければならないはずだ。そうした論理が貫徹しているからこそ、難民は難民となることができるのであり、そうした論理のないところでどのような紛争が起ころうとも、原理的には人々は難民化しない。

## 第二節　国家と国民

「はじめに」でも結論的に論じたことだが、次に本節では、近代主権国家における国家と国民との関係性について考えてみたいと思う。国家と国民との関係の編成を問うことなしに、難民が難民とされていることの意味を問い直すことはできない。以下、そのことについて論じる。

人々が難民化するためには、まずはすべての人間が（建前としてであれ）、特定の国の国民となっていなければならない。国民となるというのは、国家と排他的な関係性を結ぶということである。すべての人間がどこかの国の国民であるような世界にあって、なんらかの意味で国民ではありえなくなった者が、難民となる。

国家と国民との排他的な関係性は単に想像上のものではない。そのことを歴史的に検証したのが、ジョン・トーペイによるパスポートの研究である。

トーペイによれば、国家と国民との関係性を論じてきたこれまでの議論の多くは、国家が国民社会へと「浸潤（penetrating）」する能力の分析を行なってきた。つまり国家が国民を管理し統治していく過程を批判的に検証するというのが、近代国民国家形成に関する議論の主旋律をなしてきたということである。そうした議論のなかでは、国民を支配する国家の存在は自明視されたままだ。それに対しトーペイが提起するのは、国家が国民社会を

「抱き込む（embracing）」能力に関する歴史的な分析である。近代主権国家のもとでは、国家は国民を一方的に支配するばかりではない。支配を効果的に実行するためには、国家は国民を支配下に置かなくてはならない。支配下にいない者にまでその影響力を及ぼすことはできないからだ。この、支配下に置く、という過程が実質的な支配に先行しているはずである。そうした歴史過程のことをトーペイは、性的なイメージを利用しながら、「浸潤（penetrating）」の前段階として「抱き込む（embracing）」と表現するのである。

「社会へと効果的に浸潤する（penetrate）ためには、国家は社会を抱き込んで（embrace）いなくてはならない。国家による抱擁の外にいる者は必然的に、国家による浸潤の限界を表象している。言いかえれば、国家自身の腕のなかに抱えきれないものにまで国家の手は届かない、ということだ。[18]」

そしてこの「抱き込む」過程、すなわち国民を支配下に置く過程において決定的に重要な機能を果たしたのが、国家による国民一人一人の同定作業である。

この国民の同定作業への歴史的展開において重要な意味を持つのが、「国家による正当な移動手段の独占」という契機である。マルクスやウェーバーの議論に倣ってトーペイは、フランス革命以後の国家と国際関係システムの形成過程を、「国家による移動手段の独占」として特徴づける。国境間に限らない移動の手段を個人や集団から奪いとることで、ヨーロッパの国々は近代国家としての「国家らしさ」を確立していったのだ。しかし資本主義と国民国家が最終的な勝利をおさめる十九世紀までは、そうした移動にたいする制限はあくまでも「国内的な」事情にとどまっていた。黎明期の近代国家では、国家領域内における経済的利益の再配分の問題や国家防衛の責務を誰が果たすべきであるのかという問題、すなわち課税と徴兵の対象となるのは誰であるのかという問題と関連するかたちで、国内パスポートなどの文書による国内移動の制限が導入されていった。そして民主化と資本主

義の進展に伴ない、国民の移動に対する制限は徐々に緩和されていくこととなるが、かといって国家が国民を手放したわけではけっしてなかった。移動に対する国家規制の緩和と同時進行するかたちで、国民一人一人を同定する手段が発達していくのである。そのとき重要な役割を果たすのが、身分証明である。

十九世紀の北ドイツ連邦において移動に対する規制が緩和され、身分証明が広く行なわれるようになった過程を、トーペイは次のように描き出す。

「結果として北ドイツ連邦は、旅行を脱犯罪化する方向へと移行した。それ以前は特に、低所得階層の人々が旅行する際に疑いがかけられ、警察権力による監視が行なわれていたのだが、そうした規制が法令から取り除かれることとなった。パスポートによる規制を廃止し、それと同時にすべての住民を抱き込む地位にある国家の権限を再確認することによって、旅行者であろうとなかろうとそうした移動は、いまや日常生活の一部分として法的に認められるようになったのだ。この法律によって、文書による移動に対する制限から文書による身分証明の実質化という、やがてヨーロッパ全体に普及することになる変化が強く推し進められた。しかし、そうした身分証明規制の対象とされるのは何者であるのかということに関しては、非国民に対する国民の優位という原則はいまだ確立されていなかった。[19]」

この移動の制限から身分証明へという流れは、国家にとっての統治対象である「臣民」が「市民」となっていく過程と重なっているとも言えるだろう。[20] 国家主権が人民主権というかたちでその正統性を表明しはじめたのである。そして文書による身分証明というインフラがさまざまな場面で整備されることによって、一定領土を有する国家の運命に関して共通の利害関心を持つ住民の集団が、「国民」として形成されることになる。そのようにして形成された各「国民」同士は、互いに排他的な利害関係に置かれる事になるであろう。そして国家による身分

証明が隈なく達成されたところに、再びパスポートによる移動制限を導入することによって、「身分証明革命」は成就した。

「多くの西欧諸国やアメリカ合衆国において、パスポートによる移動制限が第一次世界大戦期に(再)導入された。そして戦後も引き続きパスポート制度は廃止されずに残った。このパスポートの(再)導入こそが、『身分証明革命』の決定的な局面であった。この革命は、国民を同定し、国民と非-国民とを区別し、自らを『国民国家』として打ち立てるために必要となる統治機構の能力を著しく拡張したのであった。[21]」

すべての国民を抱き込み、国民国家は完成した。その結果、それ以前は国家内部においても存在していたさまざまな地方的レベルにおける境界は消滅し、国境が厳然として現れることとなった。さらには、人びとが移動する際にともなう主要な困難は、それ以前のように領域的空間から抜け出すときに生じるのではなく、領域的空間へと入場しようとする際に生じてくることとなった。[22]

パスポートの役割が変質したのである。入国を制限する国家の権限というのは、現代のわれわれにとっては馴染みのあるものだが、歴史的には比較的最近の成り行きに過ぎないということをトーペイは確認する。パスポートは、国境を越えて他国へと入国する際の必要条件ではあるが、けっして十分条件ではない。パスポートが保証しているのは、ある国が他の国の国民の入国を拒否したとしても、その者を確実に受け入れてくれる(その者が帰国することのできる)出身国が存在している、ということでしかない。それは、帰国できる「権利」とも呼び難いようなご都合主義的な代物だ。

「一個人の観点からするならば、自分の出身国に帰国するという、より広く認められている権利は、個人に内在した権利であるというよりはむしろ、国際的な国家システムにおける主権にとっての必要性から要請される

ものなのである。パスポートは、パスポート所持者が目的国への入国を拒否されたり、そこから追い出されたりした場合に、パスポート発行国がその所持者を受け入れる、ということを自明の前提としている。それと同様にパスポートは、パスポート所持者はその発行国へと帰国すべし、という主張をも自明のこととして言い立てているのでもある。[23]」

それゆえ、出入国を審査する権限を国家が独占しているようなこの世界にあってパスポートを紛失してしまった者は、「命綱が断ち切られ、行き場を失う[24]」。

このことから言えることは、国家によって抱き込まれた結果国民は、自らのアイデンティティーを国家に依存するようになったということである。国家システムのなかに取り込まれた個人が、国家が正当なものとして公認したアイデンティティー―すなわち身分証明書が証明するアイデンティティー―以外のアイデンティティーをあえて選択するということには、非常に大きな困難がともなうであろう。というのもいまや、なんらかの公的な身分証明書なしに、政治・経済・社会的なさまざまな便益へとアクセスすることはゆるされないからだ。そのような意味において、現代の人間は「アイデンティティーの囚人」となっている。[25]

このような国家―国民関係は、グローバル化の進行する現代にあっても決して消滅していない。それどころか、こうした意味での国民国家化は世界共通の原理となった。主権国家システムが国民としての各人に要求するアイデンティティーの所持は、脱植民地化の過程で新興国家形成を行なう発展途上世界にとっては桎梏となった。欧米をはじめとする「北」側世界は、新興国家の国民に対しても同様のアイデンティティーの保持を要求することのできる立場にある。それが主権国家であるかぎりにおいて、国家は国民を抱き込んでいなければならないのだ。抱き込むための手段も能力も欠いた新興国家にも、原理だけは押し付けられることになる。抱き込まれていない

から流れ出る。その流れが腕のなかに無理やりに押し戻されるとき、人々は苦渋の表情を浮かべる。それこそが、現代の難民の肖像であるだろう。

## 第三節　国民と難民

現在、難民に関する研究は二極化した状況にある。一方において、先進民主主義国家における難民受け入れに関する研究が行なわれている。そこでは各国の庇護政策、法制度などの比較研究が主に行なわれることとなる。他方で、発展途上世界に置き去りにされる難民に関する研究も盛んに行なわれている。そこでは紛争解決、開発といった研究分野との密接な関わりがみられる。すなわち世界の現状を反映するように、難民研究もまた、「南」「北」に分極化しているのである。

二極化の結果、難民の地位にも大きな違いが現れてきている。「北」にまでやって来ることのできた難民たちは、人権を保障されるべき人間として論じられ扱われることになる。またそれゆえに、多くの場合「北」にやって来た難民は、一個人として認識される。それに対して、「南」にとどまっている難民たちは、生存維持という意味での生物学的な人間として論じられ扱われることが多い。結果として「南」の難民は、集団的な相貌となる。このことを国際法的な法分野で区分けするならば、「北」にやって来た難民には国際人権法が適用され、「南」にとどまっている難民たちには国際人道法が適用されるということを意味している。[26] 同じ難民であるといっても、その存在のあり方が大きく異なっているように思われる。そのため、難民に関する研究も先進民主主義世界の難民受け入れ政策に関する研究と、発展途上世界での難民の窮状に関する研究とに分岐してしまうこととなるのである。

しかし本論では、そうした分断された状況を認識しつつも、南北問題に回収されない存在論的議論を展開していきたいと思う。

二つの世界大戦により危機的となったヨーロッパ難民危機において難民は、完成した国民国家原理によって無国籍者、あるいは少数者として析出され居場所を失ったのであった。さらにナショナリズムの猛威がそれを急進化していった。それに対して戦後の難民レジームは「急場の神」として登場し、難民を戦後の国家―国民関係の原理へと回収していく。その後の東西冷戦期の難民は、東側から西側への移動、すなわち「鉄のカーテン」越しに顕在化してくることとなった。そこでは民族ではなく、イデオロギーが難民性の徴表となっている。ヨーロッパにおける難民危機は政治的関心を色濃く反映するかたちで、一九七〇年代半ばにはほぼ終息に向かっていた。[27]

一方でちょうどその頃、発展途上世界における新しい難民危機が発生してきていた。それが、今現在にまで続く終わりの見えない危機となってしまっているのは、明らかに戦後の難民レジームの限界を意味しているだろう。

一九五〇年代ごろから激化した反植民地闘争、そしてその後の独立闘争、国家形成という一連の流れの中で、アフリカ大陸は紛争の嵐に巻き込まれることとなる。植民地主義の遺産として残された人為的な国境線や創り出された民族・部族ヒエラルキーによって、アフリカ諸国家の船出は前途多難なものとなった。そうした渦中から産み出される難民の数は膨大なものとなり、逃れ出た隣国の安定をも脅かすような存在となっている。こうした現状に対処すべく国際社会は、一九八〇年代頃から国連を中心として、難民問題の「根本原因 root causes」の解決に乗り出すことになる。アフリカにおいての難民とは、それまでの二つの世界大戦によって生れたヨーロッパ大陸での難民とは違って、人種・民族的な迫害の対象として難民化したのではなく、国家形成に失敗した結果、国外に流出してしまった人々であるとみなされた。[28] それゆえ、きちんとした国家形成がなされれば、人々は難民

化しはしないだろうと考えられたのである。開発や紛争解決という分野と難民援助という分野とが密接に関わり始めるのは、この頃からである。

このようにしてアフリカの国家形成に積極的に関与し、紛争管理を指導するアクターとしての「国際社会」が登場してくることとなる。前節で論じたトーペイの表現を借りてくるならば、ヨーロッパにおける難民危機とは、国家が抱き込みたくない人々が無理やりに押し出されるようにして無国籍者＝難民となった結果起こった危機であるのに対して、アフリカ大陸において進行している難民危機とは、国家が抱き込まなくてはならないのに抱き込むことができない人々が難民化した結果引き起こされた危機であると言うことができるだろう。そしてそのとき、国家に代わって難民を抱き込み保護しているのが「国際社会」である。

しかし先にも述べたように、膨大な数の有象無象の難民という存在は、国際社会にとっては「安定」を脅かす脅威でしかない。内戦などさまざまな紛争状況から生み出された難民の流れは、自国内か隣国国境付近の難民キャンプで足止めにされる。自由に動き回られると戦火が拡大してしまう怖れがあるからだ。そのとき国際社会には、難民を庇護し受け入れようという意志はほとんど見当たらない。難民とは不安定の象徴に過ぎず、出身国での安定が回復したとみなされたなら、すぐにでも送り返されなければならない厄介者でしかないのだ。国際社会が得意満面に達成した「人道的保護」と「安定」という成果。しかしそれは、難民自身にとっての事態の成り行きとはほとんど関係のない世界の話だ。——居場所を失い逃げ惑う。その逃避行が突然遮られ、集団でキャンプに収容され、移動の自由は奪われる。援助物資で養われつつも、世界への関与は、安定を脅かすという理由から拒まれたままだ。事態の終息をひたすら待ち続けるしかない。それが明日なのか十年先なのか、誰も知らない。何も始まらない、何も起こらない。ところが、ある日突然告げられる、ここはもうお前たちの居場所ではない。帰り

道は一本道だ。ここから抜け出すことなどできない。ここで生きることしか許されていないのだ。――

世界への関与を拒まれた難民の姿というのは、今も昔も変わっていない。第一次大戦後に発生したヨーロッパ難民の存在の政治的次元に着目し、それを自身の政治思想の出発点としたハンナ・アレントもまた、次のように述べている。[29]

「迫害者によって人間の屑として国外に放逐された者は誰であろうと―ユダヤ人、トロツキスト、その他もろもろ―どこでもやはり人間の屑として扱われ、迫害者が望ましくない厄介者だと宣告した人間はどこに逃れようと厄介者の外国人と看做された。[30]」

アレントの論じたように、国民国家システムのなかで居場所を失った者は、居場所を持たないというまさにその理由により、不自然なほどその存在が際立つ。居場所を持つということは、アレントによれば、政治的領域において市民として行為できることを意味している。そして国民国家においては、すべての国民がそのような政治的市民であるのだ。政治的市民は、個別的な相違や不平等を超えた存在である。人民主権の原理により市民となった国民は、平等な顔なき存在となったのだ。

そのとき、そのような諸国民に取り囲まれる難民たちは、醜悪な顔をしている。市民として政治的舞台に登場するには、あまりにも無作法に思われる。とても平等に遇することなどできない。その存在は、「殺人の挑発に等しい」とアレントは言う。なぜなら、この「世界に対して法的にも社会的にも政治的にも関係を持たない人間の死は、生き残った者にとっては何らの影響も残さない」からだ。[31]

このように、アレントの論じた難民の姿は非常に目立つものであった。それとは対照的に、先に論じたような現代の難民キャンプに閉じ込められている多くの難民の姿というのは、非常に見えづらいままだ。にもかかわら

ず、両者は確かに似通っている。両者はどちらも余計者であり、政治はいつも両者の外側で行なわれている。どちらも決して当事者たりえない。

難民という存在には、運命というメタファーがふさわしい。自分たちの意志とは関係のないところで事態は進行している。それに左右され続ける。しかし、難民としての運命とは、いったいいつ始まったものなのか。迫害や紛争に巻き込まれたときなのか、逃亡先においてなのか。運命に引きずられていたはずが、いつの間にか運命を奪われてしまっている。というのも、運命とは本来、実現されるはずのものだからだ。再出発が許されないこと——難民であることが、人間の生に与える最も深刻な事実はそこにある。

（1）本稿は、社会思想史学会第三一回大会（二〇〇六年十月二十二日）での自由論題報告に基づく。

（2）Torpey, *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship, and the State.* Cambridge Univ Pr. 1999.

（3）Shacknoveもまた、難民性が国家—国民関係に由来したものであることを指摘している。

「概念的に言えば、しかしながら、難民性と移動とは関連がない。難民性とは、出郷者とその出身地との領域的な関係性ではなく、国民と国家との間のもっぱら政治的な関係性のことなのである。難民性とは、保護されていない無国籍状態の一形態である。」

"Who is a Refugee?" *Ethics.* Vol. 95, No.2 (Jan., 1985), p.283.

（4）Kymlicka, *Multicultural Citizenship,* 1996. Oxford Univ Pr. p.99.

（5）アフリカの紛争状況から紛争への介入の原理を導くために、F・デンらは、「責任としての主権」という概念としての主権概念の変容を強調している。

Deng, Kimaro, Lyons, Rothchild, and Zartman *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*.. Brookings Institution. 1996.

（6）*Global Migrants, Global Refugees: Problems and Solutions*. Edited by Aristide Zolberg and Peter Benda Berghahn Book. 2001. 小泉康一『国際強制移動の政治社会学』勁草書房、二〇〇五年、第一章五節を参照。

（7）Ｈ・アレント『全体主義の起源』第二巻「帝国主義」大島通義・大島かおり訳、みすず書房、一九八一年（二三九頁）。

（8）ノン・ルフルマン原則もまた、人権擁護的観点ばかりでなく、そもそも原理的に移送不可能であるという視点から再考してみることも興味深いであろう。

（9）Ｍ・フーコー『性の歴史Ⅰ　知への意志』渡辺守章訳、新潮社、一九八六年（一七五頁、傍点は原文）。

（10）代表的な研究としては、Michel Marrus, *The Unwanted: European Refugees from the First World War Through the Cold War*. Oxford University. 2002, Claudena Skran, *Refugees in Inter-War Europe: The Emergence of a Regime*. Oxford University Press.1995などがある。

（11）ホブズボームが指摘しているように、東ヨーロッパの国民国家化という現象は、ウィルソン米大統領が打ち出した民族自決の原則によって正統化され台頭してきた。そこには、国民国家化によって帝国崩壊後の空隙を埋め合わせることで、同時期のロシア革命の影響を封じ込めようとする自由主義陣営の思惑があったのである。*The Age of Extreme－A History of the World 1914–1991*.Vintage Books. 1996, p.31（『２０世紀の歴史　極端な時代』河合秀和訳、三省堂、一九九六年［上巻、四六頁］）

（12）A. Zolberg, “The Formation of New States as a Refugee-Generating Process” *The Annals of the American*

*Academy*. 467, 1983, May, p.24–38.

(13) Zolberg, Suhrke, and Aguayo, *Escape from Violence: Conflict and the Refugee Crisis in the Developing World*. Oxford University Press. 1989, p.7.

(14) 「伝統的国家」から「絶対主義国家」への変化の過程については、A・ギデンズ『国民国家と暴力』（松尾精文・小幡正敏訳、而立書房、一九九九年）二章から四章に詳しい。

「封建国家システムでは、ヨーロッパ大陸に点在する公国の多くは、規模が小さかった。こうした公国間の関係は、それが平和裡に形成されたにせよ戦争によって形成されたにせよ、もっぱら支配階級同士の関係であり、階級分断社会の場合と同じく、残りの住民の文化や活動からは遊離していた。絶対主義のもとで、大多数の従属住民は以前とほぼ同じ暮らしをつづけていたとはいえ、国家は、多分に『ピラミッド状』の特徴を示しはじめた。国家による国内の地固めは、領土の形状をより一層明確に強調する一因になり、まさにこの絶対主義の時代を通じて、ヨーロッパは国家の境界線を変更していった。」（一〇四頁）。

(15) 萱野稔人『国家とはなにか』以文社、二〇〇五年（一七八頁）。

(16) デイヴィッド・ヘルド『デモクラシーと世界秩序―地球市民の政治学―』佐々木寛ほか訳、ＮＴＴ出版、二〇〇二年（一六三―四頁）

(17) 難民研究に限らず、移民研究の中でも例えばホリフィールドは、一九一四年を国際移民の性格が決定的に変質した転機であるとみなす。それ以前の人の移動は、植民地化の力学や経済的・人口統計学的諸力の押し引きによって引き起こされていたが、一九一四年を境に国際移民は政治化したのだという。この政治化の結果、一九三〇―四〇年代ごろから、国境を越えて移動する人々の権利保障という新しい課題が、国際移民という現象において提起され

るようになった。市場の諸力（供給―プッシュ、需要―プル）が、国際移民を駆り立てる支配的な力であった十八―十九世紀の比較的開放的な移民体制に、以後国家が立ち戻ることなど決してないであろう、とホリフィールドは論じている。

J. Hollifield, “The Emerging Migration State” JCAS Symposium Series No.22 Population Movement in the Modern World X. *Motion in Place, Place in Motion: 21st Century Migration*. edited by Toshio, Iyotani and Masako, Ishii.

（18）*The Invention of the Passport*. p.11.

（19）Ibid., p.88.

（20）「十九世紀のはじめに古い概念である『臣民（subject）』が、新しい概念である『市民（citizen）』に置き換えられた。ついで、これは国家とその構成員の関係についての新しい解釈を示した。これはまた新しい種類の国家が出現し、国籍が以前のように個人と君主の個人的関係を意味してはいないことを反映していた。しかし、その代わりに、国籍は国家自体との一般的で抽象的な関係、つまり権利と義務とを規定する特殊な必須の構成員資格を示すことになった。」トーマス・ハンマー『永住市民と国民国家―定住外国人の政治参加』近藤敦訳、明石書店、一九九九年（七五―六頁）

（21）*The Invention of the Passport*. p.121.

（22）Ibid., p.20.

（23）Ibid., p.164.

（24）同上。

(25) Ibid., p.166.

(26) 内戦などの危機的な紛争状況においては、国際人権法の効力が停止し、国際人道法の適用がはじまるという、そうした国際法区分に関して批判的に検討しているのが、阿部浩己「新たな人道主義の相貌—国内避難民の法と政治」『国内避難民と国際法』島田征夫編著、第五章、信山社、二〇〇五年。

(27) *The Unwanted: European Refugees from the First World War Through the Cold War*. p.370.

(28) デンらの主張するところによれば、国家の果たすべき最低限の役割とは、紛争を適切に管理することにある。紛争を「通常の政治レベル」で管理することができず、暴力的な事態へと発展させてしまうような国家は、国家としての充分な能力を備えているとは言えず、国家形成に失敗しているとみなされることになる。そうした議論によって、デンらは、国際社会による介入を根拠づけようとしている。*Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*.（注5を参照せよ）。

(29) アレントの政治思想家としての始まりを難民の存在論に求めた論考としては、拙稿「ハンナ・アレントはいつ政治思想家となったのか」『情況』二〇〇五年七月号を参照。

(30) H・アレント『全体主義の起源』第二巻、二三九頁。

(31) 前掲書、二八九頁。

［二〇〇七年二月十四日の審査を経て、同年五月十六日掲載決定］

（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）